

2020年9月9日(水)

2020年度 IGS 国際セミナーシリーズ(生殖領域)第2回

# Families of Strangers? Donor-linked Families in Victoria, Australia

Deborah Dempseyd (デボラ・デンプシー)

Swinburne University of Technology

---

## Abstract

Consistent with the view that donor-conceived people benefit from having access to identifying information about their sperm and egg donors, a growing number of countries including Australia have introduced laws that mandate identity-release donors. Donor linking is the process by which sperm and egg donors, recipient parents and donor-conceived people gain access to identifying information about each other. The state of Victoria, Australia is unique in that its donor-linking laws allow all donor-conceived adults, donors, recipient parents and descendants of donor-conceived people to apply for information about each other. At the same time, it is increasingly common for donor-conceived adults and recipient parents in Australia to locate sperm donors and siblings conceived from the same donor through use of do-it-yourself methods such as direct to consumer genetic testing and social media.

In this seminar, based on early findings from our Australian Research Council funded project into donor-linked families, I consider how and why Australians undertake a search for a donor relative using both government-funded registers and DIY strategies. I discuss the strengths and challenges of the Victorian model of donor linking along with the information and support needs of donor-conceived adults, recipient parents (mostly single mothers by choice) and sperm donors.

## 要旨

提供精子や提供卵子で生まれた人々が、ドナーを特定できる情報にアクセスできることで利益が得られるという考え方を受けて、オーストラリアなどますます多くの国がドナーに自分の名前等の情報開示を義務付ける法律を導入するようになってきた。ドナーリンクは、精子や卵子のドナー、提供を受けた親、提供精子や提供卵子で生まれた人々が誰であるか名前や住所を含む互いの情報にアクセスしてつながるプロセスである。オーストラリアのヴィクトリア州では、法律で提供精子や提供卵子で生まれたすべての成人、ドナー、提供を受けた親たち、そして提供精子や提供卵子で生まれた人の子孫は、誰でも互いの情報開示の申請ができる。同時に、オーストラリアでは、提供精子で生まれた成人や提供を受けた親たちが、民間の遺伝子検査やソーシャルメディアを直接利用するなどして、精子ドナーや同じドナーから生まれた生物学的兄弟姉妹を見つけるケースがめずらしくなくなっている。

本セミナーでは、オーストラリアリサーチカウンシルによって研究助成されたドナーリンクによってつながる家族についての研究プロジェクトの初期の調査結果から、政府の資金によってつくられた登録制度や民間の遺伝子検査などを利用して自分たち自身で精子提供での血縁者を探すそうするオーストラリア人が、どのように、そしてなぜその方法を選択したのかについて考察する。そしてヴィクトリア州のドナーリンクモデルにおいて、提供精子で生まれた成人、提供を受けた親(主にシングルマザー)、および精子ドナーの情報の提供とともに彼らのニーズを支援することの長所と課題について議論する。

## はじめに

みなさんこんにちは。

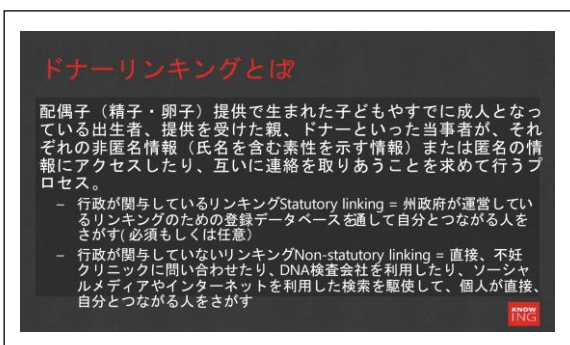
### Slide1



ご紹介いただきましたデボラ・デンプシーです。本日は、私がオーストラリアで関わっているいくつかの研究のプロジェクトについてお話をしたいと思います。このプロジェクトのうち一つはヴィクトリア州のみで行われているもので、最新のプロジェクトに関してはオーストラリア全体で行われているものです。そのプロジェクトの名前なのですが、画面にあるように見知らぬ人と家族？そしてクエスチョンマークがついております。なぜクエスチョンマークを付けたかと申しますと実際にドナーからの提供を受けて生まれた人たち、そしてドナーや提供を受けた親たちの間にどのようなことが今起きているのか、またそういった方々がどういった情報やどういった支援を求めているのか、そうしたことをこの研究では明らかにしていきたいとの思いからクエスチョンマークを付けました。まずはオーストラリアでの配偶子提供に関する法整備についてお話し、それから私が行っている研究についてお話をしたいと思います。

今回の講演ではドナーリンクという用語が出てきます。そこで、その言葉の定義について、まずご説明したいと思います。

### Slide 2



このドナーリンキングというものは例えばドナーからの提供にもとづいて繋がった人たち・・・  
今つながった人たちと言いましたけれども、具体的にはドナーからの配偶子提供で誕生したお子さん、あるいはその方々で成人になった方々、あるいはドナー提供を受けられた親御さん、またドナー自身、こうした方々が繋がったときにお互いを特定しうるような情報、あるいは特定できないような(匿名の)情報を求めたり、お互いに連絡を取ったりとそういったことをするときの一連のプロセスのことをドナーリンキングと言っております。ドナーリンキングには2種類あるというふうに現在とらえられております。一つは行政が関与するリンキングというものです。オーストラリアの各州には行政機関がありましてその行政が運営しているデータベースがあります。そのデータベースを活用したリンキングが行政が関与しているリンキングとなります。これは州の法律によって当事者の情報登録を必須としたり、あるいは任意であったりということになります。例えば私の出身のヴィクトリア州ではこういった情報共有のための登録は必須ですが、また任意でもいいですというふうになっております。

またオーストラリアでは、もう一つは行政が関与しないようなリンキングもよく知られるようになってきています。これは例えば自分が生まれた不妊治療のクリニックに直接問い合わせして、同じドナーから生まれた人がいますかといったような情報を得たりとか、あるいは23 and Me Family Tree DNAのような会社の遺伝子試験というものを通してドナーの親族を見つけたり、あるいはソーシャルメディアあるいはインターネットをベースにして例えば不妊中のクリニックの情報を探るといったそういったことを行うといったような方法もあります。この提供卵子や精子を通じて生まれた方々を取り巻く人たちがお互いに繋がりたいと言ったときに働くようなプロセスのことです。

では、オーストラリアでのドナーリンキングについて少しお話を致します。

### Slide 3

**オーストラリアにおけるドナーリンキ**

- オーストラリアでは、ソーシャルメディアや、オンラインデータベース、遺伝子検査を通じた Non-statutory linking がよく利用されている(州政府がリンキングの登録データベースを持っている場合でも)
- 誰でも遺伝子検査を受けられる時代を迎えて、「真実はいずれわかってしまう」という見方から、ドナーリンキングに関心をもつ人が次第に増えている

“基本的に隠しておくことができなくなる”とヴィクトリア州の情報と自助のための電子ネットワークの管理者(VANISH)のシャーロット・スミスは言っている  
(Quoted in Dow, 2019, The Age newspaper, March 8)

今言ったようにリンキングというのは2種類あるのですけれども、まず行政が関与していない方法で見つけるというリンキングから見てみましょう。最近では民間の商業的な検査会社の遺伝子検査キットというものを活用する方法への関心が高まっています。すでにこの政府が運営している情報登録で調べられるのに、この遺伝子検査キットを注文して利用する人も少なくありません。この遺伝子検査キットですけれどもそれを扱っている会社に自分の唾液を送ってそして遺伝子を

検査してもらい、その遺伝子情報というものがその会社にデータベースとして登録されるわけです。ですので、まずご自分の遺伝子を調べるということでキットを送り、自分とマッチするような遺伝子が既に登録されていないかどうかということその会社に依頼して探してもらいわけです。例えば自分の直属の直近の親を見つけるといったことはいいのですけれども、「またいとこ」や「はとこ」など遠い血縁者が見つかることのほうが多くあります。その結果から誰がドナーかを特定することは必ずしも簡単ではありません。それでもこの方法が広まっていて、多くの人がこの方法でドナーや異母きょうだいをみつけています。

また、別のやり方としましては例えばオーストラリアの方での例なのですけれども、ある女性はアメリカの精子銀行からもらった精子を使って自分の子供を設けたわけです。この方が何かをされたかといいますとまず精子銀行の方からどういう人がこの精子銀行に精子を登録していたかという情報を得たわけです。例えばあるアメリカのフットボールのチームの選手の精子が登録されているとの情報を得ました。それから今度インターネットでアメリカのフットボールチームの選手たちが映っている写真をこの方は探したわけです。そしてその写真と自分の子供の顔を見比べて似たような顔をしている選手はいないかということをしつと一生懸命探して突き止めたのです。そしてある似ている選手を見つけてこの人が親ではないかということでまた精子銀行に問い合わせたりと、いろいろな方法を使って最終的に自分の息子の生物学的な父親を突き止めたという例があります。ですので、政府が関与するリンクだけでなく、非公式のリンクでも皆さんいろいろな苦労をしながら、このように探偵みたいなこととして、情報を突き止めたりするケースもあります。

では、ドナーリンクに関する法整備についてお話を致します。

#### Slide 4

**ドナーリンク法**

- 2005年以降、オーストラリアの国家ガイドラインは、すべての精子や卵子のドナーは非匿名でなくてはならない（素性を明らかにしなくてはならない）と明記されている。
- 州政府がリンクのための登録データベースをもっている州では、クリニックはそのデータベースに情報登録することが義務づけられている。
- 以下3つの州はこの登録データベースを維持することが法律に明記されている。
  - ・ウェスタンオーストラリア州、ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州の3州
- データベースを持たない州では、クリニックが記録を保管しておく責任を持つ。
- オーストラリア全体の中で、ヴィクトリア州にだけが生殖補助技術（ART）の法的規制を監視する州政府の機関（VARTA）がある。



そもそもオーストラリアというのは連邦国家です。そして各州、各地域にはそれぞれの行政というものが存在し、法整備の観点から見ますと非常に複雑な状況があります。生殖補助医療に関する法律は、州によって異なっています。私の出身はオーストラリアのヴィクトリア州は、実は世界中で最も包括的な生殖補助医療技術に関する法律があり、生殖技術で家族が誕生しています。実際に1980年代、ヴィクトリア州のメルボルンでは、世界で第2番目のIVFベイビーが誕生しました。そして専門委員会が出来て、1984年頃には生殖医療に関する国としての最初の法律も

作られています。

2005年以來、オーストラリアの国家的なガイドラインというものがありますけれど、その中ではすべての精子あるいは卵子あるいは配偶子を提供されたドナーの方々を特定することが必要であると、それはできなければいけませんということがうたわれました。そこには精子提供や卵子提供で生まれた子どもたちは遺伝的な期限を知る権利があるという確固たる考え方があります。これはとても大事なことです。これは提供で生まれ、成人になった方々からの強い働きかけがあってそれを背景として、2005年にこういったガイドラインが設けられました。各州には各州のデータベースがあります。ウェスタンオーストラリア州、ニュー・サウス・ウェールズ州、そしてヴィクトリア州の3つの州に関しましては、提供精子や提供卵子で妊娠や出産がわかると、ドナーの詳細の情報登録がおこなわれ、データが保管されなければならないということが、そういったデータベースで保守管理すること法律で定められています。こういったデータベースがないような州に関しましてはこのような記録をきちんと保守管理するというのは病院の責任であるとするようになっております。ヴィクトリア州に関しましてはバルタ(VARTA)と呼ばれる機関があります。VARTAはドナーや提供で誕生した人たち、提供を受けた親たちにカウンセリングを提供したり、法に従っているの監視や法にのっとった生殖医療技術の運営のなされているか等について責任を持っています。

ご質問ですね。ドナー情報検索については子供の意思がメイン、あるいは反映されますか？それは何歳からですか？という質問が来しました。

これはヴィクトリア州の声についてはドナー提供を受けて誕生した人であれば16歳になったときにこういった記録を開示して欲しいという申請をすることができます。またその親御さんたちも同様にそういうことをすることができます。また実はドナーも自分が提供した精子や卵子配偶子で誕生した子供あるいは人がいるかどうかを検索することができますけれども、その検索された結果、発見された人たちが、ドナーに対して自分の情報を開示するかどうかという判断は18歳にならないとできない、あるいは18歳以下であれば、その親の同意がなければできないといったそういった仕組みになっています。

今度はヴィクトリア州での法律の重要なポイントについてお話をしたいと思います。

1988年以降に誕生したドナーから提供を受けて誕生した人であれば自分のドナーについて特定できるような情報というものを入手することができる、またドナーはドナーでそういった自分の精子卵子配偶子を受けて誕生した人たちの情報を知りうるとそういったことが法律上定められたわけです。特に、この法律なんですけれども、長年に渡って非常に多くの改定が加わってきました。主な原因というものは配偶子提供で誕生した人たちのロビー活動であったり働きかけというものがあつたからです。そしてヴィクトリア州では、不妊クリニックが提供配偶子で子どもが誕生したら、VARTAに届け出ることになっています。でもこの法律は1988年より前に生まれた人はこうした届け出がないため、ボランティアレジスター(自主登録)があるのです。たとえば



提供配偶子で 1988 以前に生まれた人が、同じドナーから生まれたかもしれない人を知りたいと思ったら、自主登録して、もしマッチする異母きょうだいが見つければ、VARTA がそれを教えてくれるわけです。

しかし、この場合ちょっとした問題が出てきました。1988 年後に生まれた人は情報が得られるのに、1988 年以降の人は絶対に情報がえられるわけじゃない、不公平じゃないかと言うのです。

2017 年には非常に大きな広報活動というものが行われました。それは 1988 年以前にドナー提供を受けて生まれた人たちであったとしても、過去に遡って自分のドナーに関して特定できるような情報を入手することができるというように法律を変えるために人々も働きかけました。でも当時のドナーたちは、あなたの情報はずっと匿名のまま扱われますよと言われてたわけです。しかし今度法律が変わってドナーに関する情報を開示する必要があるという話になってきたときに、いや自分たちが言われていたこととそれは違うよと言ったそういった意見も当然出てくるというわけです。ですので、これに関しましては非常に多くの議論というものが起こりました。

また逆もしかりでドナーは自分の提供で誕生した子供たちの情報を知ることができるわけです。そうすると、親の中には子どもに提供配偶子で生まれたことを伝えていない人も多く、VARTA から教えられてしまうことになります。

スライドは 1970 年代に精子提供をしたかもしれない人はその情報が開示されるかもしれませんがということ警告するために、ヴィクトリア州政府が行った広報活動です。このスライドの一番右上のところにも書いてあります。これはドナーになった方々で自分の匿名性が保持されるとお聞きになっていた方々に対し、法律が改定されるとそれも適応されなくなりますよといった警告のためのキャンペーンに使われた写真です。

## Slide 5

**特徴**

1988年以降に提供精子や卵子、提供胚で生まれた成人は、自分のドナーの素性がわかる非匿名情報にアクセスすることができる。またドナーも同時に、自分の提供で生まれた子の非匿名の情報にアクセスすることができる。

- 中央管理登録データベースの創設。提供配偶子や提供胚の当事者に必ず求められる非匿名の情報を保管するため  
— 任意登録データベースには、ドナーの親族について知りたい人も自分の情報を登録することができる。
- 論争を呼んだ法改正(2017年3月から施行)
  - 1988年より前に生まれた提供精子で生まれた成人たちも、ドナー情報は素性を示す情報にアクセスできるようになった。
  - ドナーが申請する場合、通常は、ドナーが申請で知りたがっている自分の提供で生まれた人には、匿名 (VARTA) からドナーが申請していることを知らされる必要があるという意味である。生まれた人はコンタクトを拒否することができるが、そうした申請があることについては知らされなければならない。

YOU'VE CHANGED. SO HAVE THE OTHER DONOR LINKS.

LOST-DONATION

PHOTO: TING

実際に 1970 年代 1980 年代にドナーとして自分の配偶子を提供した人たちの情報というものは実は法的にはきちんと整備されてはいない可能性がありましたのでその方々の情報というものが残っていない可能性がありました。とすると、たとえ過去に遡ってそういった情報を入手することができるという法律が整備されたとしても実際にそういった記録が残っていない可能性がありました。クリニックによっては任意的な判断で情報を残しているところもありましたが、それは義務ではありませんでした。

ですので私が関わったプロジェクトでは、このスライドの右側の下のような写真を使いまして、

クリニックに情報が残っていない可能性がありますということで広く世間に訴えたわけです。例えば不妊治療のクリニックなどで1970年代1980年代で自分がドナーとして何か提供したようなことがある方、あるいはクリニックに勤務している方々でそういったものを扱ったことがあるというような覚えがあるような方々はぜひご協力くださいとの方々の記録をぜひ我々は見つきたいです、そういった広告を打ったという例です。

## Slide 6

なぜヴィクトリア州の公的登録機関に登録するのか?

求める情報のタイプ	ドナー (n=7)	出生者 (n=18)	提供を受けた親 (n=22)	合計 (n=47)
人格やその人の情報(関心事、好きなもの、嫌いなものなど)	4	15	18	37
病歴(既往歴)や遺伝的背景	0	16	6	22
写真	1	7	13	21
家族の歴史や経歴	0	13	7	20
身体的特徴や特質(髪の色など)	0	8	9	17
学歴や職業	0	6	4	10

Source: Dempsey, D. et al (2019) Applications to statutory donor registers in Victoria, Australia: information sought and expectations of contact among donor conceived people, donors and recipient parents. *Reproductive Biomedicine and Society Online*.

それではですね、この表は、このヴィクトリア州のドナー情報が登録されているデータベースからの情報開示を申請した人たちが、なぜそういった申請を出したのだろうかということ进行调查する小さなプロジェクトをやったその時の結果です。こちらにはどういった方々が対象となったか、つまりドナー、それからドナーからの提供を受けて生まれて成人になった方々、ドナーからの提供を受けた親の方々が対象となっております。またその方々がいったいどういった情報を求めて申請を出したのかといったことも書かれています。

ここでご覧になってお分かりだと思えますけれどもドナーの提供を受けて生まれた方々というものは特に病歴に関して他の方々よりも強い関心を持っていらっしゃると思います。ただ押しなべて見てお分かりかと思えますけれどもやはりいろいろな好奇心を持って様々な情報を知りたいという方々が一般的に見られます。例えばそのどういった趣味を持っている人なんだろうとか、どういったことが好なんだろうとか、どういったことが嫌なんだろうとか、そういった人となり分かるような情報を欲しがっているということです。ま、髪の色とかというものもあるんですけどもそれよりもやはり人物像としてどういった情報があればその人のこと知ることができるか、そういった情報を知りたいという方が多いようです。

またドナー提供を受けられた親御さんに関して言いますと、そのドナーの方の写真が欲しいという方が特に顕著に見られます。なぜこの方々がそういう風に思われるかと言いますと、このドナー提供を受けられた親御さんというものは、実は自分で選択をしてシングルマザーになられた方々が非常に多いわけです。この方々は自分の子供が将来どんな顔立ち、どんな姿になるのかどうかということに非常に興味を持っております。ですので、ドナーの方々がそれぞれの年齢の時の写真というものを持っていらっしゃるのであれば、それを入手したいと、それを見ることによって自分の子供も将来こういう顔立ち、こういう背格好になるんだろうと、そういったことを想像したいと、そういったことからこの写真が欲しいということにつながったという結果になっています。



すみません、次に進む前に、先程の表のところで説明し忘れたことがありました。このようにその皆さん申請を出して情報を入手されたい方がいらっしゃると言いましたけれども、例えばドナー提供で生まれた方々は、ドナーに会いたい、連絡をしたいというふうに仰る方が大半でした。最初はまず電子メール、eメールを交換して、そして将来できれば会いたいですね、とそういったようなお話をするといったことですね。申請だけでは終わらず、申請の後もちろんとの方々と実際に連絡を取り合いたい、できれば将来は会いたい、そういったやり取りをしたいという方が多くいました。

## Slide 7



ではこちらのスライドは、ファミリーオブストレンジャーというプロジェクトと言って、オーストラリアのナショナルプロジェクトです。他人の家族っていうさつきクエスチョンマークがついているプロジェクトがあると言いましたが、これは実は三段階を経て実施されるプロジェクトになります。

まず第一段階ですけれども、たとえばヴィクトリア州であれば行政が管理しているデータベースがあります。ウエスタンオーストラリア州、それからニュー・サウスウェールズ州でもしかりです。これらがどのように今活用されているのか、誰が申請を出しているのか、その理由は何かということを経第一段階で調査しました。

そして第二段階になりますと、例えばこういった3州以外の州ですと、業者が管理しているようなデータベースがないところもあります。そういったところでは不妊治療のクリニックがどのようにこのドナーリンクに関与するのか、それを調査するというのが第二段階でした。

さらに第三段階になりますと、このドナー提供を通じて関係性が結ばれるということは様々な家族の形態によってあらわされるわけですが、それはどのようにしてそういった家族形態が作られたのか、あるいはどうしてその家族形態が作られたのか、またそういった経緯を経て誕生した家族の構成要因の方々の間の関係性、あるいはアイデンティティに関してはどういった影響があるのかといったこと、それを調査するという段階です。

現在、いよいよこの第三段階でのインタビューというものが完了しいよいよ最終的なまとめという作業に入るところになっていますけれども、まずは、第二段階、そしてさらに第三段階の中でどういったことが発見として分かったのかということ、その話をしていきたいと思えます。

## Slide 8

**第二段階で分かったこと: どのように不妊クリニックがドナーリンクに参加しているか?**

- クリニックは近年、ドナーリンクの要請が増えている事に気づいている。
- ドナーリンクには主に2通りのアプローチがあることがわかった。
  - (i) “積極的な”クリニックはドナーリンクを促進することに前向きで、当事者が情報交換に前向きかどうかを確認するための打診にも進んで関わっている。
  - (ii) “受け身的な”クリニックはドナーリンクの促進に消極的で、他の当事者が情報交換に前向きかどうかを確認するための打診にも消極的。
- ドナーリンクの要請は主に、その場その場で処理される
  - クリニックの職を握る人は、個人的な嗜好に基づいて、リンクの責任を引き受ける。
    - 自分たちはいい人だから、それをする
    - 自分はいいモスアリー(わからないこと)が好きだし、人を助けることも好きだ。
  - クリニックによって情報へのアクセスや支援がたいへん大きく異なる

第二段階でわかったことということでご紹介になりますけれども、先程言ったように不妊治療のクリニックがこのリンクにどういう風に関わるかといったことです。最近の傾向としましてはやはり、クリニックの方もこのドナーリンクの様々な要求、あるいはそれに関しての申請というものが増えているなどということは認識されているということでした。そのドナーリンクに関してのクリニックの対応としては2つのやり方があるということがわかっています。

一つは、能動的なクリニックという言葉で私たちは呼んでいるんですけども、こういうタイプのクリニックの方であれば、このドナーリンクをどんどん促進させるということに関しては非常にオープンに取り組んでくださるということです。そしてまた例えば提供で誕生した子どもであれば相手方であるドナーに対して、あるいはドナーであればドナーの相手方である供を受で誕生した人たちに対して、「すみません、あなたに会いたいという方がいて、あなたの情報を欲しがっているんですけども提供してもよろしいでしょうか」といったことで、積極的にコンタクトを取って聞いていく能動的なクリニックがまず存在します。

もう一つは受動的な受け身的なクリニックというものも存在します。こういった種類のクリニックですと、このドナーリンクに消極的な態度を取っております。またドナーや生まれた人に自分の情報を開示することに関して問題ないかということも積極的に問い合わせるということに関して難色を示すといったそういったタイプのクリニックが存在します。

また多くのクリニックにおいてはこういったドナーリンクに関する特定の方針というものを設けていないのが実情です。ですので、この、不妊治療クリニックの方に情報開示の申請、要求を出したとしてもその扱い方というのはそのクリニックによって非常に異なるということがわかっています。具体的にはそのクリニックの中で勤務している看護師の方であったり、医療従事者、あるいはカウンセラー、こういった方々がご自分たちの判断でもってこのドナーリンクを補助するのか、しないのかという結果を決めています。

例えばある方でしたら、はい、私たちはやはり人に親切にしたいと思いますので、ドナーリンクには協力します、というお答えをいただいたり、あるいは別の方は、面白い謎解きというのは私大好きなのでぜひとも参加しますよ、といったり、人を助けるのは好きですから、とそういった個人的な理由からこういうことをされている方もいらっしゃいます。本当にクリニックによって得られる情報、得られる支援というものは、みごとにまで違ってしまうということが結果として分かりました。

## Slide 9

**第三段階 インタビュー**

- 99人が参加
 

提供での出生者	39
提供を受けた親	32
ドナー	28
- ドナー1人当たり、平均7.1の子どもが生まれている。(1人~20人の出生者)
- 提供での出生者1人当たりの、同じドナーから生まれた生物学きょうだいの数は平均7.6人、(1人~23人) (必ずしも全員がコンタクトとっているわけではない)
  - ある母親は、娘のドナーの提供で、70家族以上に子どもが生まれていることを知った
  - これはオーストラリアではめずらしく、それは1人のドナーから何家族に精子提供できるかに制限が設けられているはずだからである。

今はこの第三段階のインタビューが終わりまして、そしてその結果の分析というものがちょうど始まったところです。

この第三段階でのインタビューですけれども、対象者は提供配偶子で誕生した人、提供を受けた親御さん、それから提供したドナーという風になっております。今回のこのリサーチ、調査研究の方にご参加くださった提供を受けて誕生し、成人になった方々の大半というものは異性愛のカップルによって育てられた方々でした。しかし、そうした方々の多くが、ティーンエイジになるか、あるいは成人するまで自分がドナー提供を受けて誕生した子供だったということは知らなかったということです。いろいろな状況でその情報がわかるということも実はありまして、例えば自分の親が離婚する前にいろいろな口喧嘩だったり言い争いをする中で実は自分がその両親から生物学的に誕生したのではなくて提供配偶子で誕生した子供だったということが分かった場合もありますし、あるいはお母さんが何か罪の意識に耐えかねておっしゃったという場合もあつたりしますし、あるいは最初っから親御さんに教えてもらった人たちもいました。

実はオーストラリアでは、最近では法律の整備上、親はできるだけ子供に提供配偶子で生まれてきたことを伝えるように推奨しています。この研究に参加してくれた提供を受けた親御さんですが、おもしろいことに、ヘテロセクシャルのカップはほとんどいませんでした。多くが自分で選択して提供精子で子どもを持ったシングルマザーで、彼女たちはドナーの情報を熱心に知りたがっていました。実際に、それに従っているケースももちろんありました。ドナー提供を受けた親御さんたち、今回のこの調査にご参加いただいた方々のほとんどというものはご自分で選択してシングルマザーになった方々でした。

今回調査の対象となった中のドナーの方々ですけれども、その方々にインタビューをして分かったのは、お一人のドナーからの提供で誕生したお子さんの数は、1人から23人までの幅があり平均7.1名ということです。私たちにコンタクトしてくる配偶子提供で生まれた方たちと話をすると、たいていの方が、自分が見つけた異母兄弟の数について、1から23人までの幅があり、平均が7.6人くらいだと言います。

またドナー提供を受けて誕生して大人になった方々、この方々を対象に調査をしましたところ、その方々が受けた精子を提供したドナーとドナーから、ちょっと言い方が変ですね、あるドナーから提供された精子を使って誕生したお子さんがいたとします、そのお子さんの兄弟姉妹、つまり同じ精子を使って誕生された他のお子さんたちその方々の数はいったいどれくらいですかとい

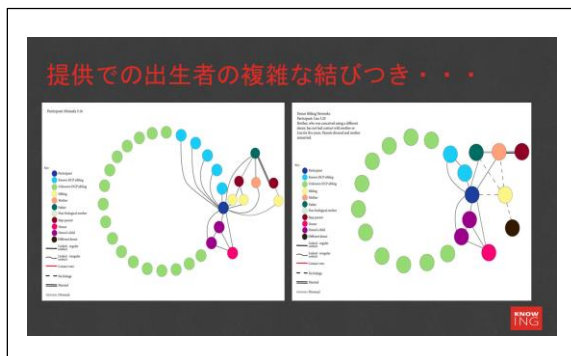
う調査をしたところ、平均して7.6人という結果が出ました。

ちなみにですね、この例えば精子を提供すると言いましたけれど、これには法律上制限がオーストラリアでは設けられています。例えばあるドナーの方がご自分の精子を提供するときその精子を使って誕生したお子さんが10の家族の中で誕生したということになりましたらもうそのドナーの方の精子をそれ以上使うことはできないといった法整備があります。

ただ、例外もあります。例えばクイーンズランドというところでは、アメリカから輸入された精子を使うことができます。このように輸入された精子に関しましては、その精子を使って授精をするといったその数に対する制限というのを設けることが非常に難しいわけです。ある女性は実はご自分が輸入した精子で自分のお子さんをお生みになったわけですが、調査の結果、実は同じドナーの精子が使われて誕生したお子さんが70家族以上いるということを知って非常にショックを受けたという話もあります。一般的に、私たちがインタビューした親御さんも生まれた人たちも、同じドナーから生まれて違う家族で育てている他のきょうだいを見つけることに関して、非常に関心を寄せています。

では次の図をみてください。

#### Slide 10



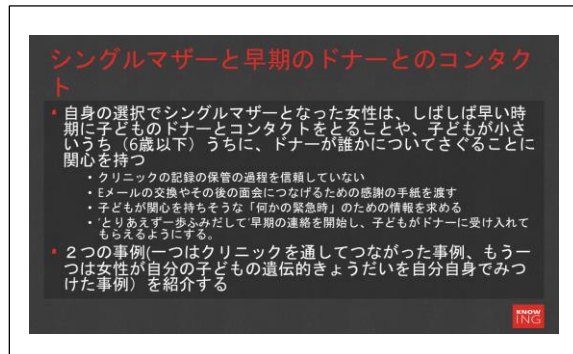
これは提供を受けて誕生した人たちというものが、他の方々とどのようにつながるかということ、まだこれ実は足かき中であまり完成されたやつではないんですけど、そういったことを図で表そうとしている、いわゆるドナーでつながった親族というものを表化しようとしている試みになります。しばしば、彼らの両親が離婚して、母親か父親が再婚して、さらに兄弟が生まれるけれど、その子また、提供配偶子でうまれていたりする。それにたくさんの同じドナーから生まれた人を知っているのに、数人としか contact をとれていないというたこともよくあることです。たとえば、遺伝子検査を通じて自分が自分が提供配偶子で生まれたことを知った人は、さらに遺伝子検査で他の血縁者をつきとめて、結局政府が関与するドナーレジスターに登録し、それを通して、ドナーやさらに血縁者を特定することもありました。

こういった様々なケースを考えるとドナー提供を通じてつながる人という言葉以上に、非常に複雑な様子を呈するということが考えられると様々なシナリオが考えられるとそういったことが分かってきました。

時間が押してきましたが、あと 2 枚のスライドについても話をすすめますね。

あとわかったことというのはご自分の選択でシングルマザーになった方ほどドナーにできるだけ早い段階で、例えば自分のお子さんがまだ幼児の時、あるいは 6 歳以下の時にドナーと連絡を取りたいという希望を持っていらっしゃるということです。

## Slide 11



これにはいろいろな理由があると思うんですけども、例えば幅広く、こうファミリーネットワークというものを作りたいという風に思われたりとか、あるいは自分の子供が将来、自分が生まれる元となったドナーに連絡を取りたいと思うかもしれないからちゃんと連絡を取っておこうと思われるお母さんもいるでしょう。あるいは子供をちゃんとドナーに受け入れてもらいたいと将来、例えば自分の子供とドナーが会うときに、ドナーがちゃんと自分の子供を受け入れて欲しいといった気持ちから、そのドナーの情報を得るための申請を出されるといったことがあります。

こういった動きの中で非常に興味深いような事例というものがたくさん見られます。一つご紹介致します。

あるシングルマザーが、ドナーからの提供でお子さんが誕生した後にドナーに対してどうもありがとうございますといったお手紙を出したわけです。その時そのドナーの方というのは 25 歳の男性だったんですけども、いろいろやり取りをする中で、いよいよそのドナーとそのお母さんとお子さんが会うことになりました。そしてその男性がお子さんに会ったときに、ものすごく家族としての強い結びつきが出来てしまったんですね。そうするとその後そのドナーがどういった行動を取ったかという、ヴィクトリア州の法律で定められている 10 家族への提供には達していないのに、そのドナーがクリニックに対して提供していた精子、これを全部引き上げたいとクリニックに申し出ました。実際に本当の意味での家族というものを形成したわけではないんですけども、この男性は自分の提供した精子で誕生したお子さんに対して非常に強い愛着を感じられたので、もうそれで自分には十分だ、一番だという感情を抱かれてこういった行動を取られたということです。

こうしたドナー情報の申請のプロセスの中で、発展する興味深い関係性がいくつもあります。でも、それと同時にすべての研究参加者が気づいていないような法的な問題も起こっています。最後に私がお話しするのは、ドナー側の方から出される申請にまつわる話になります。おそらくこれがヴィクトリア州の法律の改革で最も議論となった部分です。



## Slide 12

**ドナー - 申請の開始**

- Victorian Assisted Reproductive Treatment Authority (VARTA) の統計:
  - 2017年3月以降に申請を行った精子ドナーは約40人
  - これは潜在的に何百人ものドナーが、提供での出生者に影響を与えている可能性がある  
(例: 1人のドナーから20人以上もの子どもが生まれている)
  - 連絡を受けた提供での出生者の半分はドナーとの情報交換に同意し、22%は連絡を望まず、28%はどのようにするか検討するのに時間が必要だと答えた(VARTA statistics reported in Hinchcliffe 2018).
- ドナーからの申請があったので連絡をとった提供での出生者のほとんどが、自分が配偶子提供によって生まれた子であることを知らなかった。

今回この調査の対象となったドナーの方々ですけれども、これはオーストラリア全体に対するリサーチプロジェクトですが、今回対象となっているドナーの方々のほとんどがヴィクトリア州の方でした。ですので、ちょっとヴィクトリア州の傾向ということも一つ言えるのかもしれませんが、やはりドナーの方ご自分が提供された精子卵子はどんな結果となり、それがどんな風な状況になっているのか知りたいという気持ちを強く持っていらっしやいました。2017年に法律が変更されて以来 40 人の精子を提供されたドナーの方々がその情報開示の申請を出されました。ただここで問題となるのはそのドナーの方がそういった申請を出されますと対象となる、つまりご自分の精子を使って誕生して成人になったお子さんたち、人たちにこの行政の方から連絡が入るわけです。しかしドナー提供で誕生された方々の 90%は自分自身がドナー提供を受けて誕生したという事実を知らないんです。そういった方々に突然行政の方から電話が行くわけです。そうすると行政からの連絡によって初めて自分の出自を知るといった事が起こります。これは本当にやり方としていいんだろうかと人々の感情をやはり逆なでされるような感じがすると思われる方もいるでしょうし、非常に今これは論議を招いている状況です。

## Slide 13

**ドナーが申請をはじめた理由についてわかったこと**

- クリニックから提供された「提供を受けた家族の数や生まれた子どもの人数などに関する報告書」にある情報を確認したい
- 自分の提供で生まれた子がどのような容姿なのか、もしくはその子にどんな能力や才能があるかに興味がある
- ドナーの中には、すでに自分にコンタクトをとってきた、自分の提供によって生まれた子からのすすめで申請をはじめた者もいる。

例: 「彼らが真実を知っていることが重要で、こうすることは私に課せられた責任です」



あとですね、ドナーがその情報開示の申請を出される理由について様々な理由が実はあるんですけれども、例えばドナーによっては自分が提供した精子卵子配偶子によって誕生した人たちがちゃんと幸せになっているかどうかを知りたいと、そういったことで申請を出される方もいますし、あるいは実際、自分の生物学的な遺伝子を持って生まれた人たちがどんな状況にいるのか、どういった容姿をしているのか、どういった素質を持っているのか才能を持っているか、本当に好奇



心があるので知りたいよという風にして出す方もいらっしゃいます。

あとは自分の提供した精子で何人の子供が誕生したのか、何家族に子供が誕生したのかとそういった情報を不妊治療のクリニックから入手したいという方もいらっしゃいます。

あとちょっと変わったケースなんですけれども、ドナーは申請をすれば自分の精子によって誕生した人たちがどういう人たちかという情報を得ることができます。しかし、ドナーからの提供を受けて誕生した人たちは同じ提供された精子を使って誕生した自分の兄弟姉妹の情報を知るということは今の法律上できません。そうするとドナーの中には、いや自分の精子が使われて誕生した人たちがその人たちが兄弟姉妹の情報を知りたいんだけど今知るべきがないという状況を見てそれは自分が助ける責任があるのではないかと自分であれば申請をすれば間接的に自分の精子を使った、そしてそれで誕生した人たちの情報を全て知りうるわけですから、それを兄弟姉妹の情報を知りたいという人たちに渡してあげればその人たちの要求を満たすことができると考えるとそういったちょっと複雑な理由から申請を出される方、そういった方もいらっしゃいます。

#### Slide 14




では、皆さんからなにか質問があればお受けしたいと思います。

それからこちらが研究をサポートしてくれた同僚たちです。そして、ドナーリンク関連の私たちが出版した書籍等についてもこちらを参考にいただければと思います。あと、私のコンタクト先も添えておきます。

Slide 15

## 同僚への謝辞

- Professor Fiona Kelly: Chief Investigator Families of Strangers and Dean, La Trobe University School of Law
- Dr Charlotte Frew: La Trobe University School of Law (Research Associate)
- Ms Adrienne Byrt: Swinburne University, Department of Social Sciences (Research Assistant)
- Ms Cal Volks: La Trobe University School of Law (PhD student)



Slide 16

## ドナーリンク関連の自分たちの出版物

- Secrets of the Family Tree (article in Australian Women's Weekly discussing our research)  
<https://www.magzter.com/article/Women+Interest/The+Australian+Women's+Weekly/Secrets-of-the-family-tree>
- Kelly, F. and Dempsey, D. (2018) The History of Donor Records in Victoria, Victorian Assisted Reproductive Treatment Authority (VARTA), Melbourne.  
<https://www.varta.org.au>
- Dempsey, D. and Kelly, F. (2017) Transnational third party assisted conception: pursuing the desire for 'origins' information in the Internet era, in Davies, M. (ed) *Babies for Sale?: International Responses to Transnational Surrogacy* Zed Books, London.
- Dempsey, D., Kelly, F., Horsfall, B., Johnson, L., Hammarberg K. and Bourne, K. (2019a) 'Applications to statutory donor registers in Victoria, Australia: information sought and expectations of contact among donor conceived people, donors and recipient parents', *Reproductive Biomedicine and Society Online*.

16




Slide 17

## ドナーリンク関連の自分たちの出版物

- Kelly, F., Dempsey, D. and Frew, C. (2019) 'The donor linking practices of Australian fertility clinics', *Journal of Law and Medicine*, 27, 355 -368.
- Kelly, F., Dempsey, D., Power, J., Johnson, L., Hammarberg, K. and Bourne, K. (2019b) 'From stranger to family or something in between? Donor linking in an era of retrospective access to anonymous donor records.' *International Journal of Law, Policy and the Family*.
- Kelly, F. and Dempsey, D. (2016a) 'The family law implications of early contact between sperm donors and their donor offspring', *Family Matters*, No. 98, pp. 54-63.
- Kelly, F. and Dempsey, D. (2016b) 'Experiences and motives of Australian Single Mothers by choice who make early contact with their child's donor relatives', *Medical Law Review. Volume 24, Issue 4*, pp. 571 -590.

17



Slide 18

## ありがとうございました!

- Find me on Twitter: [@debdempsey63](https://twitter.com/debdempsey63)
- Email: [ddempsey@swin.edu.au](mailto:ddempsey@swin.edu.au)
- Project website: <https://familiesofstrangers.com>
- Like us on Facebook:  
<https://www.facebook.com/familiesofstrangers>



## Deborah Dempsey, Ph.D.



### Biographical notes

Deborah Dempsey is Associate Professor in Sociology in the School of Arts, Social Sciences and Humanities at Swinburne University of Technology, Melbourne, Australia. Deb has published widely on the socio-legal aspects of assisted conception involving donated eggs and sperm. Her work has contributed to national and state law reform processes and debates about family diversity and reproductive justice. Publications include *The History of Donor Conception Records in Victoria* (co-authored with Professor Fiona Kelly and commissioned by the Victorian Assisted Reproductive Treatment Authority) and *Same-Sex Parented Families in Australia* (commissioned by the Australian Institute of Family Studies). Deb is currently chief investigator on an Australian Research Council funded project entitled: 'Families of Strangers? The Socio-Legal Implications of Donor Linking in Australia'.

### 報告者紹介：

デボラ・デンプシー：スウィンバーン工科大学（オーストラリア・メルボルン）の芸術・社会科学・人文科学部の社会学の准教授。デンプシー氏は、提供卵子・精子を含む人工的な妊娠についての社会的・法的側面について様々な著書を発表している。そしてこうした研究を通して、国および州の法律の改革や、家族の多様性と生殖に関する公平性に関する議論にも貢献してきた。

代表出版物に、Fiona Kelly との共著で、ヴィクトリア州の生殖補助医療関連を統括する機関 VARTA から委託されて書いた *The History of Donor Conception Records in Victoria* (2018) と、オーストラリア家族研究所から委託されて書いた *Same-Sex Parented Families in Australia* がある。現在もオーストラリアリサーチカウンシルより研究資金助成を受けてのプロジェクト 'Families of Strangers? The Socio-Legal Implications of Donor Linking in Australia' (見知らぬ人と家族？オーストラリアにおけるドナーリンクの社会的・法的影響) の研究代表を務めている。

